

「清流の国ぎふ ふるさと旅行券」を活用した消費喚起・プロモーション等
実施事業（旅行商品造成支援）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜県への観光客の増加及び観光消費額の拡大を図るため、「清流の国ぎふ ふるさと旅行券」を適用した主催旅行商品（以下、「適用商品」という。）の割引販売及び販売プロモーション等を行う国内の旅行業者（以下、「旅行業者」という。）に対して一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）が、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業）

第2条 この要綱の対象となる助成金は、以下の事業に適用する。

- （1）適用商品の割引販売事業
- （2）適用商品のプロモーション事業
- （3）アンケート調査及び分析事業

（助成対象事業者）

第3条 助成金の対象となる旅行業者は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務の登録を受けた者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1）岐阜県内に本支店を有すること。ただし、北陸新幹線を活用した適用商品を提案する者にあってはその限りではない。
- （2）東京都、大阪府及び愛知県内のいずれかに営業拠点を有すること。
- （3）適用商品に関する消費喚起・プロモーション等の販売体制、経理等に関する実施体制が整っていること。

2 前項に加え、事業者が持ち株会社制（ホールディングス制）の場合は、そのうちの構成員を代表とすることで助成対象の旅行業者とみなす。

3 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（以下「暴排措置要綱」という。）第3条に規定する暴排措置の対象となる旅行業者は、本助成事業の対象としない。

（適用商品の要件）

第4条 適用商品の要件は、以下のとおりとする。

- （1）原則として平成27年11月30日までに催行される商品で、平成28年1月31日までに事業が完了するものであること。なお、新たに造成する商品のほか、既存商品も対象とする。
- （2）本県への日帰り又は宿泊旅行商品で首都圏、関西圏及び中京圏（岐阜県を除く）出発のものに限る。
- （3）適用商品は募集型企画旅行商品（エスコート型商品）と個人型旅行商品（パーソナル型商品）とし、相当数の送客見込みがあること。
- （4）商品の割引率は最大50%とし、販売価格に対する割引額の助成は別表1のとおりとする。
- （5）適用商品が他県をまたがる行程の場合は、宿泊旅行にあっては1泊以上岐阜県内の宿泊施設を利用すること。

(6) 適用商品の割引にあたっては他の都道府県・市町村の旅行券等との同時使用など、交付金事業の重複は認めない。

(7) 複数旅行者を対象とした商品など、この要綱に定めのない商品については、別途連盟と協議し、定めることとする。

(プロモーション及びアンケート調査の実施)

第5条 適用商品の販売促進に向けて、効果的な販売プロモーションを行うこと。

2 適用商品の消費効果・誘発効果の測定及び本県における今後の観光マーケティングに活用するため、適用商品の利用者を対象としたアンケート調査を実施し、集計・分析を行うこと。

なお、アンケート調査項目及び回収サンプル数等は、別途、連盟と協議のうえ決定するものとする。

(助成対象経費、助成限度額等)

第6条 助成対象経費、助成限度額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(適用商品の募集・選考)

第7条 会長は、適用商品を選定するため、別途定める助成金募集要領により旅行商品の提案を募集するものとする。

2 旅行業者は、企画提案書(様式第1号)及び内容書(様式第2号および3号)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定により企画提案書等の提出があったときは、当該提案内容等を審査し、採択の可否を決定し通知するものとする。

4 審査にあたっては、提案商品ごとに別表3に掲げる審査基準を総合的に勘案するものとする。

(助成金の申請)

第8条 前条の規定により適用商品の採択の通知を受けた旅行業者は、助成金交付申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、会長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第9条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、第8条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、助成金交付決定通知書(様式第5号)により、旅行業者へ通知しなければならない。

(事業の変更及び承認等)

第11条 旅行業者は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業について、内容、実施方法等を変更しようとする場合、速やかに連盟と協議し、変更承認申請書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項にかかる変更承認申請が提出されたときは、速やかに変更交付決定通知書により旅行業者に通知しなければならない。

(事業の中止)

第12条 旅行業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(事業進捗状況の報告)

第13条 旅行業者は、適用商品の造成・販売実績(アンケート調査結果を含む)など、事業進捗状況について、事業進捗状況報告書(様式第8号)を翌月15日までに連盟に提出すること。

2 旅行業者は、前項の規定にかかわらず、適用商品の造成が完了した時には、その都度速やかに連盟にその内容について、前項の様式を使って報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 旅行業者は、事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告(様式第9号)に次に掲げる資料等必要な書類を添えて、その定める期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 適用商品の送客実績

適用商品の送客実績集計表など実績が確認できる旅行業者の押印がある書類と交通事業者への発注手配書のほか宿泊施設が発行した宿泊証明書(様式第10号)

(2) アンケート調査結果

適用商品毎と全適用商品を集計と分析結果

(3) 適用商品のプロモーション及びアンケート調査に要した経費内訳

(4) 作成した広告物

広告物の成果物及び一覧表。なお、インターネットサイトの場合は、サイトのページをコピーしたもの。

(助成金の額の確定)

第15条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書(様式第11号)により、旅行業者に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 旅行業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第12号)ないし助成金概算払請求書(様式第12号の2)を会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付は、概算で交付することができるものとする。

3 連盟は、第1項の請求書を受理した時は、30日以内に支払うものとする。

4 助成金は、前条の規定により精算するものとする。

(交付決定の取り消し)

第17条 会長は、旅行業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は本要綱に基づく会長の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用ができるものとする。

(助成金の返還)

第18条 会長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消し部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 会長は、旅行者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(対象事業の表示)

第19条 旅行者は、本事業の実施にあたり作成するパンフレット、チラシ、ウェブサイト等において、ふるさと旅行券事業であることを明らかにすること。なお、適用商品には、消費者が助成額を認識できるよう、助成があることの表示のほか、助成相当額及び助成後の販売価格に加え、「ふるさと割ロゴマーク」(平成27年4月2日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)を一体的に表示すること。

(助成金の経理および関係書類等の保存)

第20条 旅行者は、助成金にかかる経理について収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を会長が指示する期間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第21条 旅行者が本事業を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(暴力団の排除)

第22条 第8条の規定による申請があった場合において、申請者が暴排措置要綱第3条各号に該当するときは、会長は者に対して助成金を交付しないものとする。

2 会長が第10条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が暴排措置要綱第3条各号に該当することが明らかとなったときは、第17条の規定により助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第17条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

(不当介入における通報義務等)

第23条 旅行者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

2 旅行者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、連盟に速やかに協議すること。

(立入検査等)

第24条 連盟は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、旅行者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第25条 会長は、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要綱に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から適用する。

別表1（第4条関係）

適用商品の割引前の販売価格（税込）	1名あたりの助成額（割引額）	
	日帰り旅行 （エスコート型商品）	宿泊旅行 （パーソナル型商品・ エスコート型商品）
10,000円以上20,000円未満	一律2,000円	5,000円
20,000円以上30,000円未満		10,000円
30,000円以上		※15,000円

※首都圏・関西圏出発の商品に限る。

別表2（第6条関係）

助成対象 事業	適用商品の割引販売事業	適用商品の プロモーション事業	アンケート調査及 び分析事業
助成対象経費	旅行商品の割引額	適用商品の造成、販売プロモーションに要する経費。 ※5万円以上の備品・財産の購入費は除く。	アンケート調査の実施、集計、分析に要する経費。 ※5万円以上の備品・財産の購入費は除く。
助成限度額	別表1により算出した額 ※交付決定された旅行者ごとのふるさと旅行券割引原資総額に到達した時点で終了とする。	助成額の15% ※適用商品が複数ある場合は、合算額。 ※販売実績が、申請時の送客目標数の80%に満たない場合は、販売実績に基づく助成額の15%とする。	

別表3（第7条関係）

審査基準	【エスコート型商品】 <ul style="list-style-type: none"> ・県内を周遊できる魅力的なテーマ、催行時期、ターゲットの設定がされていること。 ・付加価値の創出及び、魅力的な価格設定により地域での消費が促されていること。 ・岐阜県及び市町村の誘客施策が盛り込まれ、岐阜県らしさが盛り込まれていること。 ・地元事業者（交通事業者等）が優先的に活用されていること。
	【パーソナル型商品】 <ul style="list-style-type: none"> ・販売能力がすぐれていること。 ・予約可能旅館等が充実していること。